平成２３年（フ）第６６６３号
大阪府守口市佐太中町６丁目37番13号
債務者　佐藤　友晴
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４号
大阪市生野区巽東４丁目８番14号　シャーメゾンリベルテ303
債務者　稲本　有加
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２２号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目11番29―903号
債務者　長谷川俊介
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４８号
大阪市城東区蒲生１丁目１番23―406号
債務者　山田　久男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７１号
大阪市都島区都島南通２丁目12番12号　クロスロード505号、前住所大阪府吹田市青葉丘北28番５―401号
債務者　出口　佳一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９５号
大阪府箕面市新稲７丁目５番16―202号
債務者　中野　忠行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１８号
大阪市東成区深江南２丁目３番26号　カキヤハイツ401号、前住所大阪市城東区永田４丁目９番13号
債務者　宮川　昭男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
大阪府茨木市奈良町３番37号
債務者　檜口　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６１号
大阪府高槻市城西町５番７号、前住所兵庫県芦屋市三条町29番24―301号
債務者　神田多賀志
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１号
福岡市南区屋形原３丁目35番５―３号
債務者　川口　　靖
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２号
福岡市南区屋形原３丁目35番５―３号
債務者　川口百合子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７５号
福岡県筑紫野市俗明院１丁目14番６―605号
債務者　森本　宣之
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５号
岩手県一関市川崎町薄衣字塞の神112番地３
債務者　三浦　真理（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０号
岐阜県大垣市笠木町404番地４
債務者　鷲見　　守
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
岐阜県大垣市笠木町404番地４
債務者　鷲見　千幸
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５号
山形市南栄町２丁目４番34号　パレスリーベ106号、申立時の住所山形市六日町１番７―103号　サンガーデン六日町
債務者　東京七輪倶楽部獏羅こと　松山　　武
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
山形県東根市六田２丁目６番７―３号　雇用促進住宅１棟２階４号室
債務者　村山　敏男
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
山形市西田５丁目26番45号
債務者　椿　　守
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
山形地方裁判所民事部